

介護老人保健施設さくら苑訪問リハビリテーション及び 介護予防訪問リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団志貴野会が開設する介護老人保健施設さくら苑(以下「当施設」という。)において実施する訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション(以下「訪問リハビリテーション」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態及び要支援状態にある者(以下「要介護者」という。)に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所の従事者は、要介護者等が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

- 2 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
- 3 訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設さくら苑
- (2) 開設年月日 平成 6年 7月25日
- (3) 所在地 富山県高岡市福岡町大野145
- (4) 電話番号 0766-64-5885 FAX番号 0766-64-3636
- (5) 管理者名 施設長 山崎 洋
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(1652180009号)

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- | | |
|-------|----------|
| 医 師 | 1人以上(常勤) |
| 作業療法士 | 2人以上(常勤) |

従業者は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るため必要なリハビリテーション指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間以下のとおりとする。

(1) 祝祭日を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。

(但し、事業所のやむをえない事情等により提供が困難な場合は曜日を限定して提供することがある。)

(2) 営業日の午前9時から午後4時までを営業時間とする。

(訪問リハビリテーションのサービス内容)

第7条 訪問リハビリテーションは、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、居宅を訪問し、基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適用能力の回復を図るための訓練等について必要な指導を行う。

(利用者負担の額)

第8条 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

高岡市福岡町内 (場合により、他の地域も実施することあり)

(守秘義務)

第10条

- 事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らさない。
- 事業者はその従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講ずる。
- 事業者は、医療上の必要がある場合には、他の医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとする。
- 第2項に拘わらず、利用者にかかる他の居宅介護支援事業者等との連携をはかる等、正当な理由がある場合には、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いることができるものとする。
- 利用者又は利用者の家族の個人情報を用いることに関しては、利用者及び利用者の家族から同意を得ていることを原則とする。

(記録の整備)

第11条

- 設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備する。
- 利用者に対する訪問リハビリテーションの提供に関する記録（日々の記録、評価結果サービス提供票等）を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(苦情処理)

第12条 提供したサービスに係る利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため
に、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じる。

(緊急時における対応方法))

第13条 従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合そ
の他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第14条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに高岡市その
他市町孫、当該利用者の家族、当該利用者にかかる、かかりつけ医等に連絡を行うと
ともに、必要な措置を講じる。

(損害賠償)

第15条 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき責任ある事故が発生した場合に
は、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する重要事項)

第16条

1. 社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、
また業務体制を整備する。
2. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は重要事項説明書に基づくもの
とする

付 則

- ・この運営規程は、令和3年8月1日より施行する。